

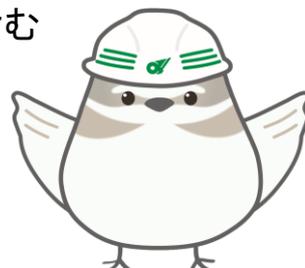
🏠住宅リフォームセミナー

「民法改正と特定商取引法改正を踏まえた工事契約のポイント」

(主催) 三重県県土整備部住宅政策課

(後援) 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

改正民法等に併せて住宅リフォーム工事請負契約約款を含む標準注文書・請書及び標準契約書式が改訂されました。注文者と事業者の間のトラブルを未然に防止するため、「工事契約関係書類」の改定内容と契約時の注意点などについて解説します。ぜひご参加ください！



県土整備部公式マスコット
「ちどりん」

- 日 時：令和6年12月26日(木) 14時00分～
- 場 所：三重県総合文化センター生涯学習棟2階 視聴覚室
(三重県津市一身田上津部田1234)

- 受講料：無料
- 対象者：住宅リフォーム関係事業者、自治体職員、など

- 内 容：
 - ◆令和2年4月、約120年ぶりに民法の大改正があり、令和4年6月には特定商取引法が改正されました。これらリフォーム工事請負契約に重要な法令の改正により、消費者保護が一層、重視される事となりました。
 - ◆セミナーでは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、「民法」と「特定商取引法」の改正概要、「工事請負契約書」の改訂内容と契約時の注意点について、5つのテーマに沿って、わかりやすく解説します。

- 講 師：
犬塚 浩 弁護士

(京橋法律事務所)

慶応義塾大学法学部法律学科卒業。
現在まで弁護士会や日本弁護士連
合会で委員長等を担当。
テレビでも活躍。



テーマ

- ①工事請負契約約款改定の目的
- ②工事請負契約約款の改定内容について
- ③建設業法の改正について
- ④民法改正の概要について
- ⑤特定商取引法の改正について

- 参加申込：
申込みフォームからお申し込みください。
<https://logoform.jp/form/8vMX/807098>
- 申込期限：令和6年12月16日(月)まで



【問い合わせ先】 三重県 県土整備部 住宅政策課 住まい支援班
TEL:059-224-2720、E-mail:jutaku@pref.mie.lg.jp